

I

法人にかかる税制

改正のポイント

1 競争力強化のための研究開発税制等の見直し

(措法42の4)

研究開発税制（支出した試験研究費について、一定の税額控除が受けられる制度）について総額型（下記①①）の控除率が試験研究費の増減に応じたものとされました。また、IoT、ビッグデータ、人工知能等を活用した「第4次産業革命」による新たなビジネス開発を後押しする観点から、研究開発税制の対象に、「第4次産業革命型」のサービス開発のための試験研究に係る一定の費用が新たに追加されました。

(1) 改正前の研究開発税制の概要

研究開発税制は、青色申告法人を対象とするもので、次の4つの制度によって構成されていました（青色申告の個人においても同様（措法10））。

① 試験研究費の総額に係る税額控除制度	「総額型」と呼ばれるもので、損金の額に算入される試験研究費の額がある場合に、その総額の一定割合の金額を法人税額から控除することを認めるものです。
② 特別試験研究費に係る税額控除制度	「オープンイノベーション型」と呼ばれるもので損金の額に算入される特別試験研究費の額がある場合に、その総額の一定割合の金額を法人税額から控除することを認めるものです。
③ 中小企業技術基盤強化税制	損金の額に算入される試験研究費の額がある場合に、試験研究費の総額に係る税額控除制度（上記①）との選択適用で、その試験研究費の額の総額の一定割合の金額を法人税額から控除することを認めるものです。
④ 試験研究費の額が増加した場合等の税額控除制度（時限措置）	上記①、②及び③の制度とは別枠で、一定の要件に該当する場合、損金の額に算入される試験研究費の額の一定割合の金額を法人税額から控除することを認めるものです。これには増加型と高水準型があり、どちらかの選択適用とされていました。

(2) 改正の概要

- ① 試験研究費の総額に係る税額控除制度 (1)①) について、税額控除率（改正前：試験研究費割合に応じ8～10%）を次の試験研究費の増減割合(注1)に応じた税額控除率（6～14%(10%超の部分は③イの時限措置)）とする制度に改組されました。これにより、試験研究費の増加幅が大きいほど、減税額が増えることになりました。

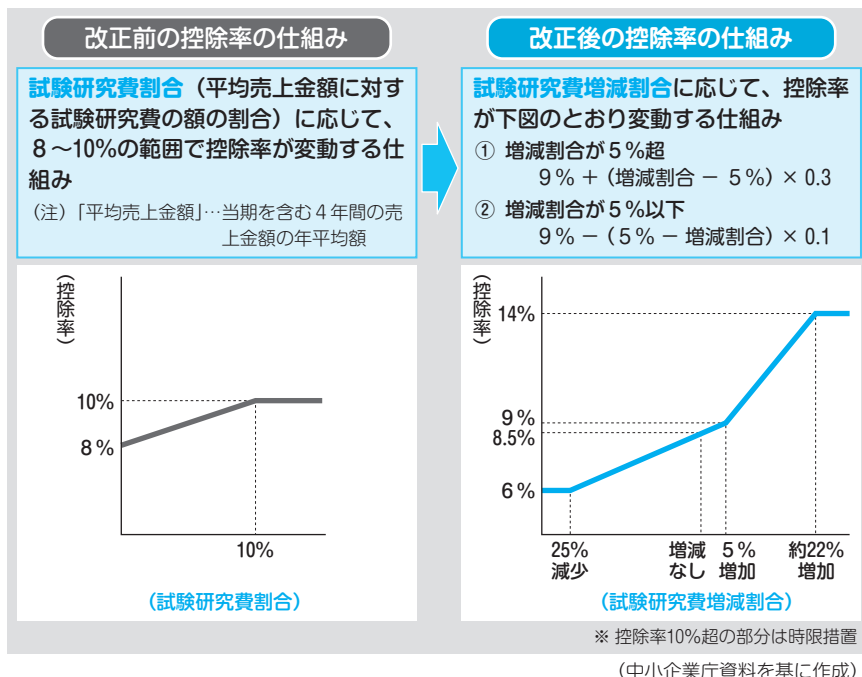
増減割合	控除率		
	計算式	限度	留意事項
5%超	$9\% + (\text{増減割合} - 5\%) \times 0.3$	上限14%	10%超の部分は2年間の時限措置
5%以下	$9\% - (5\% - \text{増減割合}) \times 0.1$	下限6%	増減割合がマイナスのときは、そのマイナス値で計算(注2)

(注1)

$$\text{増減割合} = \frac{\text{試験研究費の額} - \text{比較試験研究費の額} (= \text{試験研究費増減差額})}{\text{比較試験研究費}(\ast)\text{の額}}$$

(※) 比較試験研究費…適用年度開始の前日3年以内に開始した各事業年度において損金の額に算入される試験研究費の額を平均した額

(注2) (例) 増減割合が「-15%」の場合… $9\% - (5\% - (-15\%)) \times 0.1 = 7\%$



- ② (1)④の増加型又は高水準型を選択適用できる制度について、増加型に係る税額控除が平成29年3月31日までの間に開始する事業年度までで廃止（適用期間の終了）された上、高水準型の適用期限が2年延長されて、平成31年3月31日までの間に開始する事業年度までとされました。
- ③ 2年間（平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する各事業年度）の時限措置として、次の措置が講じられました。

イ	試験研究費の総額に係る税額控除制度（(1)①）の税額控除率の上限が14%（原則：10%）とされました。				
ロ	<p>中小企業技術基盤強化税制（(1)③）について、試験研究費の増減割合が5%を超える場合には、次のとおりとされました。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">(イ)</td> <td>税額控除率（12%）に、増減割合から5%を控除した割合に0.3を乗じて計算した率を加算する。ただし、税額控除率の上限は17%とする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(ロ)</td> <td>控除税額の上限（当期の法人税額の25%）に当期の法人税額の10%を上乗せする。なお、平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除制度（(1)④の高水準型）との選択適用とする。</td> </tr> </table>	(イ)	税額控除率（12%）に、増減割合から5%を控除した割合に0.3を乗じて計算した率を加算する。ただし、 税額控除率の上限は17% とする。	(ロ)	控除税額の上限（当期の法人税額の25%）に当期の法人税額の10%を上乗せ する。なお、平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除制度（(1)④の高水準型）との選択適用とする。
(イ)	税額控除率（12%）に、増減割合から5%を控除した割合に0.3を乗じて計算した率を加算する。ただし、 税額控除率の上限は17% とする。				
(ロ)	控除税額の上限（当期の法人税額の25%）に当期の法人税額の10%を上乗せ する。なお、平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除制度（(1)④の高水準型）との選択適用とする。				

上記ロの結果、中小企業技術基盤強化税制は、次のようになりました。

増減割合	控除率		控除限度額	留意事項
	計算式	限度		
5%超 (注1)	$12\% + (\text{増減割合} - 5\%) \times 0.3$	上限 17%	法人税相当額の35% (10%上乗せ)	控除率の12%超部分と、控除限度額の上乗せ部分は2年間の措置
5%以下 (注2)	一律12% (改正前の措置と同じ)		法人税相当額の25%	

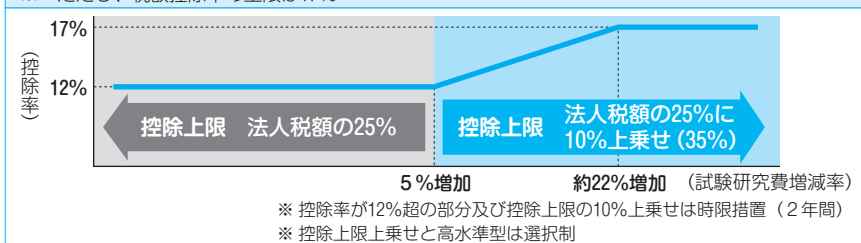
(注1) 増減割合が5%超の場合のみ適用されます。

(注2) 増減割合がマイナスの場合であっても、他の要件を満たせば、改正前と同様、12%の控除率です。

〈中小企業技術基盤強化税制〉

試験研究費の増減割合が5%を超える場合の控除率： $12\% + (\text{増減割合} - 5\%) \times 0.3$

※ ただし、税額控除率の上限は17%



（中小企業庁資料を基に作成）

試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合には、平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除制度（1）④の高水準型）の適用に代えて、次の措置が適用できることとされました。

八

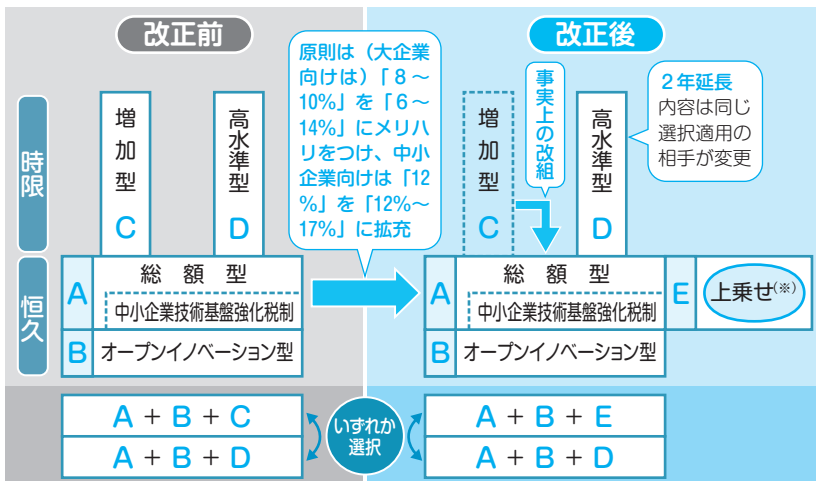
イ)	試験研究費の総額に係る税額控除制度について、控除税額の上限（当期の法人税額の25%）に、当期の法人税額に試験研究費割合から10%を控除した割合を2倍した割合（10%が上限）を乗じて計算した金額を上乗せする。
ロ)	中小企業技術基盤強化税制について、控除税額の上限（当期の法人税額の25%）に、当期の法人税額に試験研究費割合から10%を控除した割合を2倍した割合（10%が上限）を乗じて計算した金額を上乗せする。なお、上記ロ口との選択適用とする。

（注）「平均売上金額」………当期を含む4年間の売上金額の年平均額
「試験研究費割合」………試験研究費の額 ÷ 平均売上金額

留意点

改正前は、上乗せ措置（時限措置）であった増加型と高水準型、いずれかの選択適用でした。

改正後は、事実上、総額型に廃止となった増加型が組み込まれた形となっていますので、総額型と中小企業技術基盤強化税制の増加インセンティブ部分（下図E）（③ロロ、③ハ）と高水準型（1）④（下図D）とは選択適用です。



（※）上乗せ（③ハ）…控除上限が最大35%に。ただし、中小企業の上乗せ措置（③ハロ）は試験研究費の増減割合+5%超の場合の上乗せ措置（③ロロ）との選択

④ **試験研究費の範囲**について、対価を得て提供する新たな役務の開発に係る試験研究のために要する一定の費用が加えられました。

この「一定の費用」とは、対価を得て提供する新たな役務（以下「新サービス」といいます。）の開発を目的として行う次のイからニまでの業務に要する原材料費、人件費（注1）及び経費（注2）並びに委託費（注3）をいいます。

（注1）その業務に専ら従事する情報の解析に関する専門的な知識を有すると認められる者（以下「情報解析専門家」といいます。）に係るものに限ります。

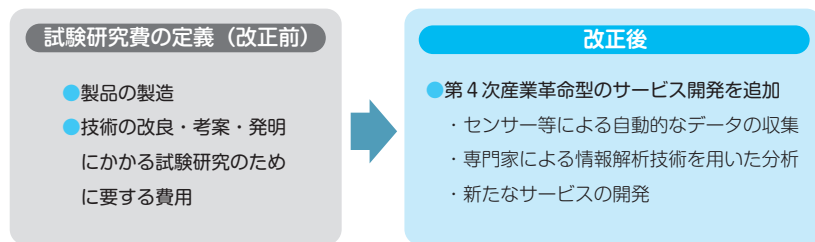
（注2）外注費にあつては、これらの原材料費及び人件費並びに外注費以外の経費に相当する部分に限ります。

（注3）これらの原材料費、人件費及び経費に相当する部分に限ります。

イ	大量の情報を収集する機能を有し、その全部又は主要な部分が自動化されている機器又は技術を用いて行われる情報の収集
ロ	イの収集により蓄積された情報について、一定の法則を発見するために、情報解析専門家により専ら情報の解析を行う機能を有するソフトウェア（これに準ずるソフトウェアを含む。）を用いて行われる分析
ハ	ロの分析により発見された法則を利用した新サービスの設計
ニ	ハの発見された法則が予測と結果の一致度が高い等妥当であると認められるものであること及びその発見された法則を利用した新サービスがその目的に照らして適当であると認められるものであることの確認

◆ 試験研究費の範囲拡大の趣旨

- IoT、ビッグデータ、AI等を活用した「第4次産業革命」が進展する中、こうした技術を利用する新たなビジネスの創出を後押しすることが必要。
- 研究開発税制の支援対象に、これまでの製造業による「モノ作り」の研究開発に加え、ビッグデータ等を活用した「第4次産業革命型」のサービス開発を新たに追加。



（財務省資料を基に作成）

- ⑤ 特別試験研究費の額に係る税額控除制度（(1)②）について、次の見直しが行われました。これにより、オープンイノベーション型の使い勝手が向上しました。

イ	特別試験研究費の対象となる共同研究及び委託研究に係る相手方が支出する費用で自己が負担するものについて、その費用の限定（改正前：原材料費、人件費、旅費、経費及び外注費）が廃止され、これらの研究に要した費用とされました。
ロ	契約変更前に支出した費用について、その契約に係るものであることが明らかであり、かつ、その支出日と契約変更日が同一の事業年度内にある場合には、特別試験研究費の対象となることが明確化されました。
ハ	その事業年度における特別試験研究費の額であることの相手方による確認について、費用の明細書と領収証等との突合を要しないこととされました。

適用期日

上記②の改正は、平成29年4月1日以後開始する事業年度において、適用されます（平29改所法等附1、61）（青色申告の個人向けは平成30年分から適用されます（平29改所法等附44①））。

◆ 研究開発税制の見直し（全体像）

- 官民の研究開発投資を2020年に対GDP比4%以上とする政策目標の着実な達成のため、試験研究費の増減に応じて支援にメリハリをつける仕組みへ見直し。
- ビッグデータ等を活用した「第4次産業革命型」のサービス開発を試験研究費の範囲に追加。
- 高水準型の適用期限を2年延長。
- オープンイノベーション型の研究開発を促進するため、特別試験研究費制度の使い勝手を向上。

《改正前》

総額型

税額控除率	8～10%（中小法人12%）
控除限度額	法人税額の25%（一般試験研究費）
対象となる試験研究	・製品の製造 ・技術の改良、考案又は発明

増加型（28年度末期限）

税額控除率	試験研究費の増加*に応じ、5～30%
控除限度額	法人税額の10%（増加型or高水準型）

* 過去3年間の試験研究費の平均と比較

高水準型（28年度末期限）

税額控除率	(試験研究費割合－10%)×20%
控除限度額	法人税額の10%（増加型or高水準型）

オープンイノベーション型（特別試験研究）

《改正後》

総額型

税額控除率	試験研究費の増減に応じ、6～14%* （中小法人12～17%*）
控除限度額	法人税額の25%（一般試験研究費） 〔*中小法人：10%上乗せ（増加率5%超の場合）* *試験研究費が平均売上金額の10%超の場合：0～10%上乗せ* （高水準型との選択）〕
対象となる試験研究	・ビッグデータ等を活用した「第4次産業革命型」のサービス開発を追加

高水準型**

適用期限を2年延長

** 2年間の時限措置

〔総額型の控除率については
大法人：10%超の部分
中小法人：12%超の部分〕

オープンイノベーション型（特別試験研究）

手続の見直しにより使い勝手の向上を図る

（財務省資料を基に作成）

（参考）用語の意義

I o T（Internet of Things）…自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというもの

ビッグデータ…情報通信技術の進展により生成・収集・蓄積等が可能・容易になる多種多量のデータ

AI（Artificial Intelligence）…人工知能のこと

2 賃上げを促すための所得拡大促進税制の見直し

(措法42の12の5)

所得拡大促進税制について、企業に更なる賃上げインセンティブを与える機能を強化する観点から、高い賃上げを行う企業への支援が強化されました。

(1) 所得拡大促進税制の概要

所得拡大促進税制（雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度）とは、青色申告法人が、国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、適用対象年度の給与等支給額や平均給与等支給額などに基づく一定の要件を満たすときに、税額控除が認められるというものです（青色申告の個人についても同様（措法10の5の4））。

(2) 改正の概要

大企業（中小企業者等以外の法人）については、適用要件に具体的な指標が設けられました。これにより、改正前よりも適用のハードルが上がることになりましたが、要件を満たす場合の税額控除は改正前よりも上乘せとなりました。

【要件の一部見直し】

改正前	
適用事業年度の平均給与等支給額	> 前事業年度の平均給与等支給額

↓

改正後	
$\frac{\text{適用事業年度の平均給与等支給額} - \text{前事業年度の平均給与等支給額}}{\text{前事業年度の平均給与等支給額}}$	$\geq 2\%$

【控除税額】

改正前	
雇用者給与等支給増加額（H24年度からの増加額）× 10%	

↓

改正後	
雇用者給与等支給増加額（同上）	× 10% + $\left(\frac{\text{適用事業年度の雇用者給与等支給額} - \text{前事業年度の雇用者給与等支給額}}{\text{前事業年度の雇用者給与等支給額}} \right) \times 2\%$
	↳ 雇用者給与等支給増加額が限度

(注) 中小企業者等については、改正前の制度が維持された上で、給与等支給額の増加額が上記の改正後の要件を満たしていれば、控除額がさらに上乘せされる制度となります。（「4 中堅・中小企業者の支援（4）」(26ページ) 参照）

**適用
期日**

上記の改正は、平成29年4月1日以後開始する事業年度において、適用されます（平29改所法等附1、61）（青色申告の個人向けは平成30年分から適用されます（平29改所法等附48））。

◆ 所得拡大促進税制の見直し

	改正前	改正後
大企業	<p>【要件】</p> <p>① 給与等支給総額…平成24年度から一定割合以上増加</p> <p>② 給与等支給総額…前事業年度以上</p> <p>③ 平均給与等支給総額…前事業年度を上回る</p> <p>【税額控除】</p> <p>●給与等支給総額の24年度からの増加額の10%</p> <p>《要件①の増加要件割合》</p>	<p>【要件】</p> <p>①・②変更なし</p> <p>③ <u>平均給与等支給総額…前年度比2%以上増の要件に変更</u></p> <p>【税額控除】</p> <p>●給与等支給総額の24年度からの増加額に対する10%の税額控除に加え、<u>前年度からの増加額について、2%の税額控除を上乗せ</u></p> <p>⇒合計12%</p>
	<p>【要件】</p> <p>①～③同上</p> <p>※ ただし①の増加割合は以下のとおり。</p> <p>【税額控除】</p> <p>●給与等支給総額の24年度からの増加額の10%</p> <p>《要件①の増加要件割合》</p>	<p>【要件】</p> <p>①～③変更なし</p> <p>【税額控除】</p> <p>●給与等支給総額の24年度からの増加額に対する10%の税額控除に加え、<u>平均給与等支給総額が前年度比2%以上増の場合は、給与等支給総額の前年度からの増加額について、12%の税額控除を上乗せ</u></p> <p>⇒合計22%</p>

（財務省資料を基に作成）

3 コーポレートガバナンス改革・事業再編の環境整備

(1) 確定申告書の提出期限の延長の特例の見直し

(法75の2、地法72の25)

企業と投資家の対話の充実を図るため、上場企業等が株主総会の開催日を柔軟に設定できるよう、法人税等の申告期限の延長可能月数が拡大されました。

法人が、会計監査人を置いている場合で、かつ、定款等の定めにより各事業年度終了の日の翌日から3か月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合には、その法人の申請に基づき、その定めの内容を勘案して4か月を超えない範囲内において税務署長が指定する月数の期間の確定申告書の提出期限の延長が認められることとなりました。

法人事業税についても、同様に、各事業年度終了の日から6か月を超えない範囲内において都道府県知事が指定する月数の期間の確定申告書の提出期限の延長を認めることとされました。

なお、延長月数の変更手続を定める等の所要の措置が講じられました。

適用 期日

上記の改正は、平成29年4月1日以後、適用されます（平29改所法等附1、平29改地法等附1）。

◆ 法人税の申告期限の見直し

- 企業と投資家の対話の充実を図るため、株主総会の開催日の分散等が課題。
- 会計監査人設置会社が事業年度終了後3か月を超えて株主総会期日を設定した場合、株主総会后に法人税の申告を行うことを可能とする。

【原則】

事業年度終了日後2か月以内に申告書を提出

※ 特別の事情がある場合には、税務署長が指定する期間延長可能

《改正前》

【特例】

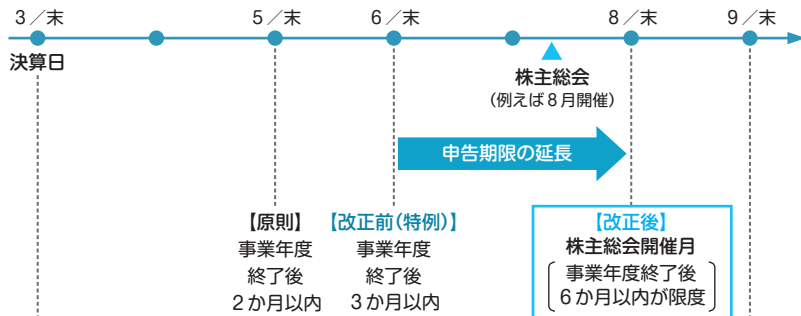
会計監査人の監査を受けなければならないこと等の理由により決算が確定しない場合には、申告期限を事業年度終了後3か月まで延長可能

《改正後》

会計監査人を置いている法人で、定款等の定めにより事業年度終了後3か月以内に定時株主総会が招集されない場合には、申告期限を事業年度終了後最大6か月まで延長可能とする。

株主総会・申告期限のスケジュール例

(例：3月決算企業が8月に株主総会を開催する場合)



(財務省資料を基に作成)

(2) 役員給与等の見直し

(法法34、54、54の2)

わが国企業の役員報酬は、依然として固定報酬中心であり、欧米と比較して株式報酬などの中長期インセンティブや業績連動報酬の割合が低く、業績向上のインセンティブが発揮されにくい状況にあります。また、大企業を中心に、欧米諸国で利用されている多様な株式報酬や業績連動報酬を利用したいとの要望もありました。そこで、経営陣に中長期の企業価値創造を引き出すためのインセンティブを付与することができるよう、業績に連動した報酬等の柔軟な活用を可能とするために、損金算入の対象範囲が拡大されました。

① 定期同額給与

定期同額給与については、次のものが損金の額に算入されます。

改正前	改正後
● 1か月以下の一定期間ごとに同額で支給する給与	● 1か月以下の一定期間ごとに同額で支給する給与 ● 税及び社会保険料の源泉徴収等の後の金額（手取額）が同額である定期給与（注）

（注）手取額ベースで給与を決定する場合も定期同額給与となります。

② 事前確定届出給与

事前確定届出給与のうち、次のものが損金の額に算入されます。

改正前	改正後
● 所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与	● 所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与 ● 所定の時期に「確定した数」の株式を交付する給与（注） ● 所定の時期に「確定した数」の新株予約権を交付する給与（一定の場合には届出不要）（注）
● 譲渡制限付株式報酬（リストラクテッド・ストック）（平成28年度税制改正で導入）	● 譲渡制限付株式報酬（利益その他の指標を基礎として譲渡制限が解除される数が算定されるものは除外）
● 譲渡制限付株式報酬（リストラクテッド・ストック）（付与対象は100%子会社の役員等も含む） ● ストックオプション報酬（付与対象は自社役員等に限定）	● 譲渡制限付株式報酬・ストックオプション報酬（いずれも子会社の役員等に拡大）

(注) 株式及び新株予約権は、市場価格のある株式又は市場価格のある株式の取得の基因となるもので、役務の提供を受ける法人又はその法人の発行済株式の50%超を直接若しくは間接に保有する法人が発行したものに限り、なお、株価等の変動があっても、支給する株式等の数が確定していれば、損金の額に算入されます。

③ 利益連動給与

利益連動給与の指標、対象期間、限度額及び対象法人が次のように追加されました。

	改正前	改正後 (改正前への追加)
算定指標	利益の状況を示す指標(注1)	●株式の市場価格の状況を示す指標(株価) ●売上高の状況を示す指標(注2)が追加
算定指標の対象期間	当該事業年度	当該事業年度後の事業年度又は将来の所定の時点若しくは期間が追加
限度額	算定指標に基づく「確定額」	利益の状況を示す指標又は上記で追加された指標(業績連動指標)を基礎として算定される数の市場価格のある株式を交付する給与で「確定した数」を限度とするものが追加
対象法人	非同族会社	同族会社のうち非同族法人との間に完全支配関係がある法人が追加(注3)

(注1) 税引前利益、ROE(株主資本利益率)、ROA(総資本利益率)など

(注2) 利益の状況を示す指標又は株式の市場価格の状況を示す指標と同時に用いられるものに限られます。

(注3) 手続に関する要件は、算定方法についてその非同族法人の報酬委員会における決定等の手続を経てその法人の株主総会又は取締役会において決議し、その非同族法人の有価証券報告書等で開示されていることとされました。

④ 退職給与・ストックオプションによる給与

改正前	改正後
退職給与とストックオプションによる給与は、上記①～③にかかわらず、損金算入	業績連動退職給与(注)とストックオプションによる給与については、上記②と③の対象とし、各要件を満たす場合に損金算入

(注) 退職給与で利益その他の指標(勤務期間及び既に支給した給与を除きます。)を基礎として算定されるものをいいます。

適用 期日

上記の改正は、退職給与に係る部分、譲渡制限付株式に係る部分及び新株予約権に係る部分は平成29年10月1日以後に支給又は交付に係る決議(その決議がない場合には、その支給又は交付)をする給与について適用され、その他の部分は同年4月1日以後に支給又は交付に係る決議(その決議がない場合には、その支給又は交付)をする給与について適用されます(平29改所法等附1、14)。

(3) 組織再編税制等の見直し

(法2、23、24、61の2、61の11、61の12、62の9、62の5、62の6等)

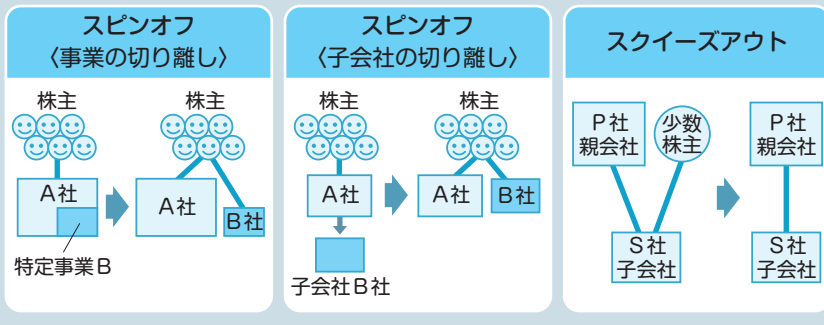
合併や会社分割、株式交換など、会社の組織再編があった場合、移転した資産・負債は時価で譲渡されたものとして課税されるのが原則です。しかし、一定の要件を満たす場合は、譲渡損益を繰り延べることができます（適格組織再編成）。この制度のことを「組織再編税制」といいます。

本年度は、経営戦略に基づく先を見据えたスピード感のある事業再編等を加速するため、スピノフやスクイーズアウト等の円滑な実施を可能とする税制の整備や、組織再編税制に関する要件等の見直しが行われました。

◆ スピノフとスクイーズアウト

スピノフ 特定事業や子会社を切り離して独立会社とすること

スクイーズアウト 少数株主に金銭や株式等を交付して、完全子会社とすること
(少数株主の排除)

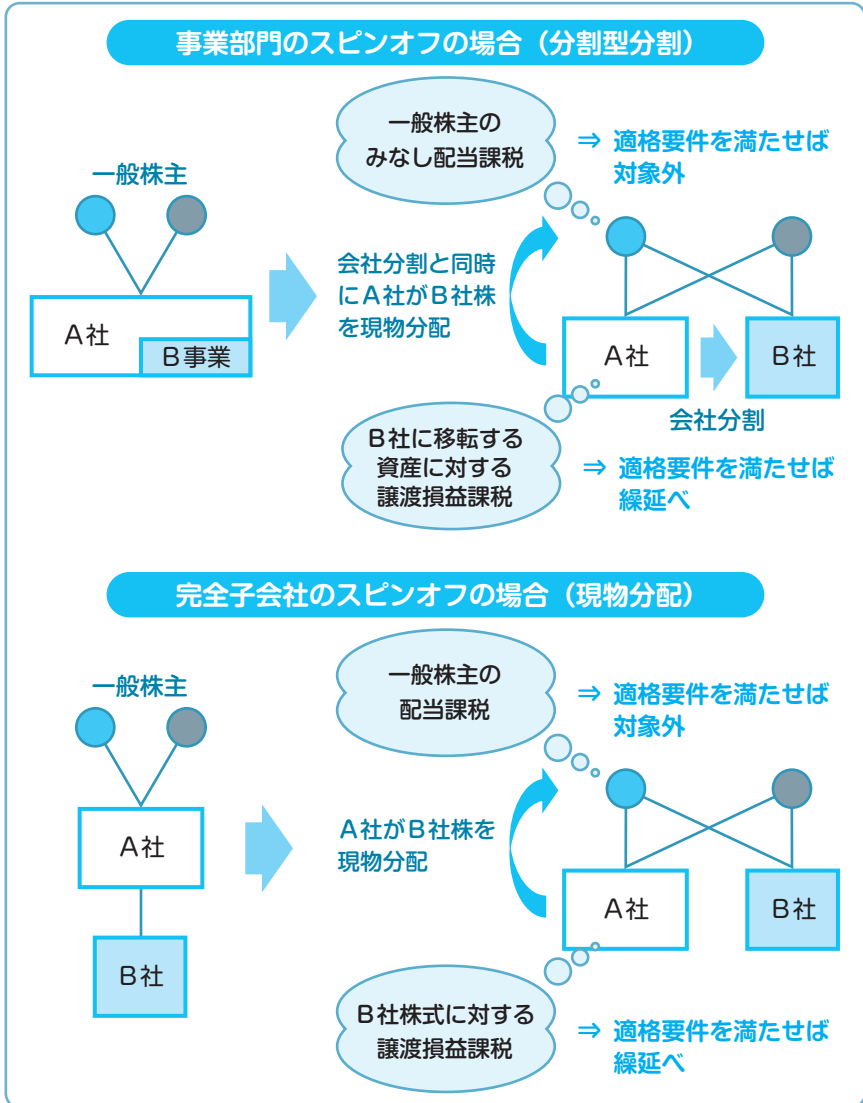


特定事業を切り出して独立会社とする「スピノフ」などを行う際に、改正前の適格組織再編成の要件を参考に設けられた役員の継続、従業員の引継ぎ、事業継続等に係る一定の要件の下で、譲渡損益や配当に係る課税を行わないこととされるなどの見直しが行われました。

以下、改正内容の概要を解説します。

① スピノフを適格組織再編成に追加

企業の機動的な事業再編を促進するため、特定事業を切り出して独立会社とするスピノフを行う際に、譲渡損益や配当についての課税を繰り延べる措置が講じられました。



(財務省資料を基に作成)

② スクイズアウトに関する税制の整備

スクイズアウトは、TOB（株式公開買付け）により対象会社株式の3分の2以上を取得した後で、少数株主から強制的に株式を取得し、対象会社を100%子会社化する行為です。この際の課税上の取扱いについて、次のような措置が講じられ、組織再編税制と整合的な体系に見直されました。

イ	吸収合併及び株式交換に係る適格要件のうち対価に関する要件について、合併法人又は株式交換完全親法人が被合併法人又は株式交換完全子法人の発行済株式の3分の2以上を有する場合におけるその他の株主に対して交付する対価を除外して判定することとされました。
ロ	全部取得条項付種類株式の端数処理、株式併合の端数処理及び株式売渡請求による完全子法人化について、株式交換と同様に、組織再編税制の一環として位置づけ、一定の措置が講じられました。
ハ	非適格株式交換等に係る完全子法人等の有する資産の時価評価制度及び連結納税の開始又は連結グループへの加入に伴う資産の時価評価制度について、時価評価の対象となる資産から、帳簿価額が1,000万円未満の資産が除外されました。
ニ	みなし配当の額が生ずる事由となる自己の株式の取得について、その範囲から全部取得条項付種類株式に係る定めを設ける旨の定款変更に反対する株主からの一定の買取請求に基づく取得が除外されました（所得税についても同様です）。

③ 組織再編税制における適格要件の見直し

イ	企業グループ内の分割型分割に係る適格要件のうち関係継続要件について、支配法人と分割承継法人との間の関係（改正前：支配法人と分割法人及び分割承継法人との間の関係）が継続することが見込まれていることとする。
ロ	共同事業を行うための合併、分割型分割、株式交換及び株式移転に係る適格要件のうち株式継続保有要件について、被合併法人等の発行済株式の50%超を保有する企業グループ内の株主がその交付を受けた合併法人等の株式の全部を継続して保有することが見込まれていること（改正前：株主数50人未満の場合に限り、交付を受けた合併法人等の株式の全部を継続して保有することが見込まれている株主の有する被合併法人等の株式の数が発行済株式の80%以上であること）とする。
ハ	当初の組織再編成の後に他の組織再編成が行われることが見込まれている場合の当初の組織再編成の適格要件について、所要の見直しを行う。

適用 期日

上記①の改正は、平成29年4月1日以後に、上記②及び③の改正は、平成29年10月1日以後に行われる組織再編成について適用されます（平29改所法等附1、1三〇、11②）。

4 中堅・中小事業者の支援

(1) 地域中核企業向け設備投資促進税制（地域未来投資促進税制）の創設

(措法42の11の2、10の4（青色申告の個人向け）)

地域経済を牽引する中核企業等が、地域経済に波及効果のある新たな事業に挑戦するために行う設備投資を対象に、特別償却又は税額控除ができる制度が創設されました。

この制度は、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」の改正が前提になっています。

① 要件

対象者	青色申告書を提出する事業者で「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」の承認地域経済牽引事業者であるもの
対象期間	「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律」(「地域未来投資促進法」)の施行の日から平成31年3月31日までの間
対象設備等	その事業者の行う承認地域経済牽引事業に係る促進区域内においてその承認地域経済牽引事業に係る承認地域経済牽引事業計画に従って特定地域経済牽引事業施設等の新設又は増設をする場合において、その新設又は増設に係る特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械装置、器具備品、建物等及び構築物（以下「特定事業用機械等」という。）の取得等をして、その承認地域経済牽引事業の用に供したとき

● 用語の意義

地域経済牽引事業	地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼすことにより、地域における経済活動を牽引する事業をいう。
特定地域経済牽引事業施設等	承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備で、取得価額合計額が2,000万円以上のものをいう。

② 特別償却・税額控除

		選択できる制度	
		特別償却	税額控除
特定事業用 機械等	機械装置・器具備品	基準取得価額 × 40%	基準取得価額 × 4%
	建物及びその附属設備並びに構築物	基準取得価額 × 20%	基準取得価額 × 2%

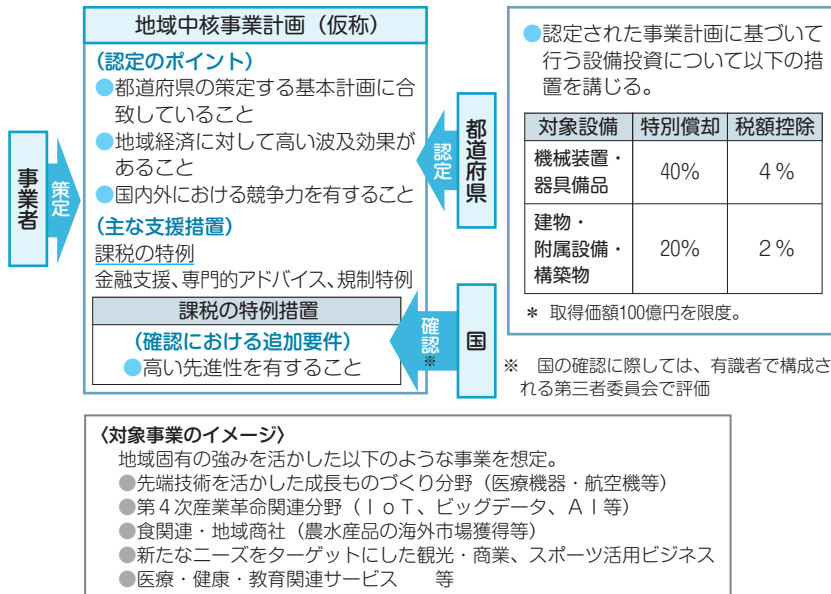
(注1) 上記において、その特定事業用機械等に係る一の特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械等の取得価額の合計額が100億円を超える場合には、100億円にその特定事業用機械等の取得価額がその合計額のうちを占める割合を乗じて計算した金額が、基準取得価額となります。

(注2) 控除税額は、当期の法人税額の20%を上限とされます（所得税についても同様です）。

地域未来投資促進税制の創設

- 地域経済を牽引する地域中核企業による、地域経済に波及効果のあり、高い先進性を有する新たな事業への挑戦を促すため、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律」（通称：地域未来投資促進法）に基づく投資促進税制を創設する。

新たな法的枠組みにおける支援スキーム



（財務省資料を基に作成）

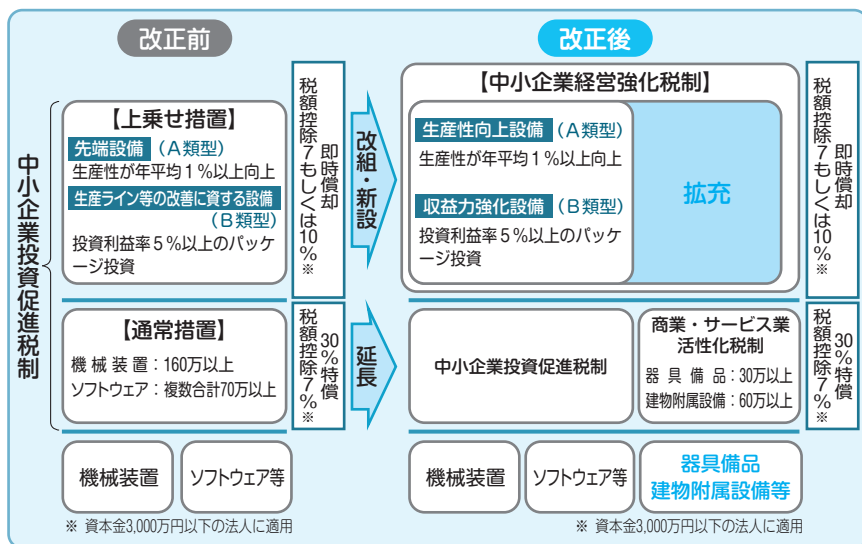
(2) 中小企業向け設備投資促進税制の拡充

(措法42の6、42の12の3、42の12の4)

わが国のGDPの約7割を占めるサービス産業の生産性の向上を図るため、対象設備に器具備品や建物附属設備を加えて、サービス産業も含めた中小企業が行う生産性の向上につながる設備投資への支援が拡充されました。

中小企業向け設備投資促進税制としては、青色申告書を提出する中小企業者等が一定の設備投資を行った場合にその取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除が認められる「中小企業投資促進税制」や「特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度」がありますが、これらについて、次の措置が講じられました（所得税についても同様です。（措法10の3、10の5の2、10の5の3））。

◆ 中小企業投資促進税制の全体像



(中小企業庁資料を基に作成)

① 中小企業投資促進税制の改組・新設

中小企業投資促進税制の上乗せ措置（生産性向上設備等に係る即時償却又は10%若しくは7%税額控除）は、次の中小企業経営強化税制として改組されて、独立した制度になりました。従来は一定の器具備品のみが対象でしたが、今回の改正で全ての器具備品（ただし、生産等設備が対象ですので、事務用器具備品等は引き続き対象となりません。）と建物附属設備が対象となりました。

◆ 中小企業経営強化税制

適用対象	<p>青色申告書を提出する中小企業者等で中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたもの</p> <p>※ 経営力向上設備等の取得は、原則として経営力向上計画の認定後です。しかし、弾力的運用として、設備を先に取得し、60日以内に計画が受理され、同一事業年度内（固定資産税特例の場合は12月31日まで）に認定を受けた場合も適用が認められます。</p>						
適用要件	<p>平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に、生産等設備（※1）を構成する機械装置、工具、器具備品、建物附属設備及びソフトウェアで、経営力向上設備等（※2）に該当するもののうち、一定の規模以上のもの（※3）（特定経営力向上設備等（※4））の取得等をして、国内にあるその法人の指定事業（※5）の用に供すること</p> <p>（注）（※1）から（※5）までは「●用語の意義」参照</p>						
措 置	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="266 614 579 646">特別償却</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="266 646 579 742"> <p>取得価額 × 100%（注1） （即時償却）</p> </td> </tr> </tbody> </table>	特別償却	<p>取得価額 × 100%（注1） （即時償却）</p>	選 択	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="658 614 954 646">税額控除（注2）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="658 646 954 742"> <p>取得価額 × 7% （特定中小企業者等の場合） は「取得価額 × 10%」</p> </td> </tr> </tbody> </table>	税額控除（注2）	<p>取得価額 × 7% （特定中小企業者等の場合） は「取得価額 × 10%」</p>
特別償却							
<p>取得価額 × 100%（注1） （即時償却）</p>							
税額控除（注2）							
<p>取得価額 × 7% （特定中小企業者等の場合） は「取得価額 × 10%」</p>							
<p>（注1）普通償却限度額との合計 （注2）控除税額は当期の法人税額の20%が上限で、控除限度超過額は1年間の繰越し可</p>							

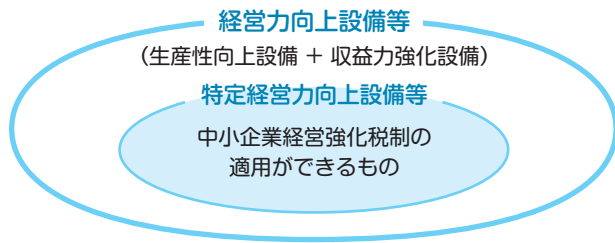
● 用語の意義

中小企業者等及び特定中小企業者等	「中小企業投資促進税制」及び「特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度」の対象法人のうち、中小企業等経営強化法の中小企業者等に該当するものをいう。
（※1）生産等設備	その法人の指定事業の用に直接供される減価償却資産で構成されているもの。ただし、事務用器具備品、本店、寄宿舎等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るもの等は該当しない。
（※2）経営力向上設備等	<p>中小企業等経営強化法に規定する次のイ及びロの設備をいう。</p> <p>イ 生産性向上設備</p> <p>次のイ)及びロ)の要件を満たす機械装置、工具（測定工具及び検査工具に限る。）、器具備品、建物附属設備及びソフトウェア（設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る。）をいう。ただし、ソフトウェア及び旧モデルがないものは、次のイ)の要件を満たすものとされる。</p>

(イ)	販売が開始されてから、次の期間以内のものであること	機械装置	10年
		工具	5年
		器具備品	6年
		建物附属設備	14年
		ソフトウェア	5年
(ロ)	旧モデル比で経営力の向上に資するものの指標（生産効率、エネルギー効率、精度等）が年平均1%以上向上するものであること。		

□ 収益力強化設備

その投資計画における年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれるものであることにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された機械装置、工具、器具備品、建物附属設備及びソフトウェアをいう。



(※3) 一定の規模以上のもの	イ	機械装置…1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの
	ロ	工具及び器具備品…それぞれ1台又は1基の取得価額が30万円以上のもの
	ハ	建物附属設備…一の取得価額が60万円以上のもの
	ニ	ソフトウェア…一の取得価額が70万円以上のもの
(※4) 特定経営力向上設備等	経営力向上設備等のうち経営力向上に著しく資する一定のもので、その法人の認定を受けた経営力向上計画に記載されたもので、一定の規模以上のものをいう。	
(※5) 指 定 事 業	「中小企業投資促進税制」及び「特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度」のそれぞれの対象事業に該当する全ての事業	